

第94回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時 [午前9時開場]

開催場所

兵庫県尼崎市中浜町26番地1
当社線輪倶楽部

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社神戸製鋼所との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで



神鋼鋼線

KOBELCO WIRE COMPANY, LTD.

神鋼鋼線工業株式会社

証券コード：5660

株主の皆様へ

株主の皆様には平素格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社の第94回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社グループを取り巻く事業環境は、国際情勢を背景とした地政学リスクの継続、人件費をはじめとする諸コストの上昇、米国の通商政策動向などにより、引き続き不透明な状況が想定されます。このような環境下において、当社グループは神鋼鋼線ミッション「社会が前に進むためになくはない価値を提供し続ける」の実現に向け、「Next Innovation 2026」で掲げた基本方針のもと、サステナビリティ経営の実践による社会貢献と事業成長の両立、安定的な収益基盤の構築を目指しております。

現行の中期経営計画における数値目標については、想定を上回るコスト上昇や一部事業での需要回復の遅れにより下方修正を想定せざるを得ない状況にありますが、持続的に成長できる企業基盤の構築という基本的な方向性に変更はありません。

このたび株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といいます）との株式交換契約書を締結し、皆様のご審議をお願い申し上げます。本件により、当社は神戸製鋼所の完全子会社となり、上場廃止となります。

当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中で、持続的な成長と企業価値向上を実現するためには、神戸製鋼所との連携をさらに深め、グループ一体での経営を推進することが不可欠との判断に至りました。完全子会社化後は、KOBELCOグループの素材・技術・顧客情報基盤をより一層活用し、当社がこれまで培ってきた加工技術・現場力と融合することにより新たな成長機会の創出および事業基盤の強化を進め、将来にわたり持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様には、何卒ご理解を賜るようお願い申し上げます。

2026年6月4日

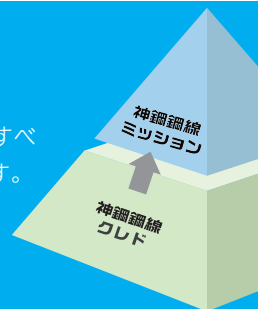
代表取締役社長 北山修二



理念体系

当社の理念体系は、社会の一員として果たすべき役割を示した「神鋼鋼線ミッション」と、すべての従業員・役員で共有する価値観・行動を示した「神鋼鋼線クレド」により構成されています。

価値創造の源泉である一人ひとりが「神鋼鋼線クレド」を常に意識し、実践することで、「神鋼鋼線ミッション」の実現を目指します。



社会が前に進むために、
「なくてはならない価値」を
提供し続ける

私たちが生み出す製品・サービスは人々の目に直接触れないものも多いですが、社会の基盤を支える必要不可欠なものであると自負しています。道路・橋梁・建築・防災・海洋・自動車・産業機械・家庭用電器などの幅広い領域で、「より強く」「より軽く」「より細く」「より高く」「より速く」といった様々なニーズにお応えすることで、人々の豊かで安全・安心な暮らしと産業の発展を支えています。

これからも、社会の一員として今あるものを守っていく責任を担いながら、現状に満足することなく改善・進化に挑戦し、あらゆるステークホルダーのご要望やご期待に誠実にお応えしていきたい。技術と誇りを次の世代へ受け継ぐことで、目まぐるしく変化する社会がその時々に必要な「なくてはならない価値」を提供し続け、持続可能な社会の実現に貢献していきます。



「意志」

Will (for the future)

・自分の考えを伝える
・やりとげる

「団結」

Share happiness

・相手を尊重し、感謝する
・共に、汗をかく

「挑戦」

Challenge positively

・ありたい姿を思い描く
・高い目標を掲げる

- ✓ 私たちは、あらゆるステークホルダーの皆様「価値」を提供し続けます
- ✓ 私たちは、一人ひとりが強い「意志」を持ち、ステークホルダーの皆様とともに、「団結」して高い目標に「挑戦」することで、次の世代へつなげます
- ✓ 私たちは、この「神鋼鋼線クレド」を共有・実践することで、全ての従業員が、仲間とともに誇りを持って働ける会社を目指します

(証券コード 5660)

2026年 6月 5日

(電子提供措置の開始日 2026年 6月 4日)

株 主 各 位

兵庫県尼崎市中浜町10番地1

神鋼鋼線工業株式会社

代表取締役社長 北 山 修 二

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第94回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shinko-wire.co.jp/ir/meeting.html>



また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（神鋼鋼線工業）または証券コード（5660）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

■書面（郵送）による議決権の行使

本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

後記（5頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- (1) 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
(2) 場 所 兵庫県尼崎市中浜町26番地1 当社線輪倶楽部

(3) 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第94期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 当社と株式会社神戸製鋼所との株式交換契約承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「社外役員に関する事項」及び「会計監査人に関する事項」、「会社の体制および方針」、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表」、「計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表」、株主総会参考書類の「第1号議案 当社と株式会社神戸製鋼所との株式交換契約承認の件」のうち「株式会社神戸製鋼所の定款」「株式会社神戸製鋼所の最終事業年度に係る計算書類等」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面による議決権行使において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日(木)
午後5時30分までに到着

インターネット



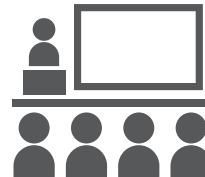
当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2026年6月25日(木)
午後5時30分までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月26日(金)
午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

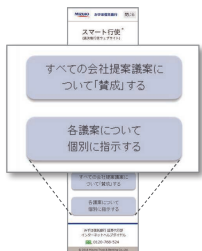
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

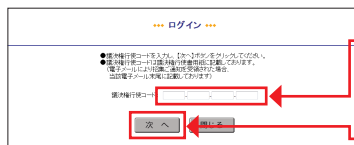
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

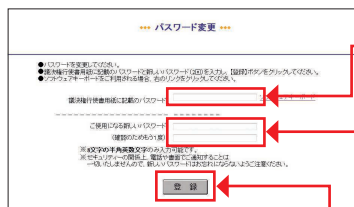
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。




- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く
 午前9時～午後9時

議案および参考事項

第1号議案 当社と株式会社神戸製鋼所との株式交換契約承認の件

当社及び株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といい、神戸製鋼所と当社を総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年5月11日開催の両社の取締役会決議により、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

本株式交換は、神戸製鋼所においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、当社においては、本定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年9月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、本議案をご承認頂きますと、本株式交換の効力発生日（2026年9月1日予定）をもって、当社は神戸製鋼所の完全子会社となり、また、本株式交換の効力発生日（2026年9月1日予定）に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において、2026年8月28日に上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等は以下のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

神戸製鋼所は、1905年9月に合名会社鈴木商店が小林製鋼所を買収、神戸製鋼所として改称したことを発祥とし、1911年6月に合名会社鈴木商店から分離、株式会社神戸製鋼所として設立されました。KOBELCOグループ（神戸製鋼所を中核企業とした企業グループをいいます。以下同じです。）は、2026年3月31日現在、神戸製鋼所及び子会社188社、関連会社44社から構成されており、鉄鋼アルミ事業、素形材事業、溶接事業、機械事業、エンジニアリング事業、建設機械事業、電力事業及びその他の事業を営んでいます。

KOBELCOグループは、鑄鍛鋼メーカーとしてスタートし、機械事業、鉄鋼の圧延、銅、エンジニアリング、建設機械、アルミ、溶接とその事業を徐々に広げてきました。120年を超える歴史の中で、社会のニーズに応え、選択と拡大を進めてきた結果、現在、鉄鋼アルミ、素形材、溶接からなる「素材系事業」、機械、エンジニアリング、建設機械からなる「機械系事業」、そして「電力事業」の3つの事業領域で事業を展開しています。

KOBELCOグループが提供する製品・サービスは、輸送機、電機、建設・土木、産業機械、社会インフラ等あらゆる産業の基礎資材となっています。KOBELCOグループは、独自の技術をもとにした代替困難な素材や部材、省エネルギーや環境に配慮した様々な機械製品やエンジニアリング技術等、KOBELCOグループ独自の多彩な製品群を幅広いお客様に供給することで、競争優位性を生み出しています。また、電力事業では、極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサービスを提供しており、KOBELCOグループは社会的にも大きな責任を担っているものと考えています。

一方、当社は、1954年3月に神戸製鋼所における線材二次製品事業の分離に伴い、同社尼崎工場を母体として神鋼鋼線鋼索株式会社が設立され、1971年4月に株式会社朝日製鋼所との合併に伴い、現在の神鋼鋼線工業株式会社へ商号変更しました。1993年3月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、その後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場しております。

2026年3月31日現在、神鋼鋼線工業グループは、当社、子会社8社及び関連会社1社で構成されております（以下、当社並びにその子会社及び関連会社を総称して「当社グループ」といいます。）。当社グループは、主として、①PC（プレストレストコンクリート）鋼線、ばね用鋼線、ステンレス鋼線等の製造・販売を行う「特殊鋼線関連事業」、②ワイヤロープ等の製造・販売を行う「鋼索関連事業」、③橋梁用ケーブル部材や架設・緊張用部材等の製造・販売を行う「エンジニアリング関連事業」の3つの事業セグメントを中心に事業活動を展開しております。

当社は、昨今、線材二次製品を取り巻く事業環境について、国内では少子高齢化や人口減少を背景とした中長期的な構造変化が進展していると認識しております。主な需要先である公共事業分野においては、新設需要が減少する一方で維持更新需要が拡大しており、また、自動車関連分野においては、EV（電気自動車）化の進展に伴う部品構成の変化に加え、景気動向や地政学的リスクの影響等により需要の変動が生じていると認識しております。さらに、海外メーカーによる鋼線・ワイヤロープ製品市場への低価格製品の投入等を背景として、当該事業を取り巻く競争環境にも変化が生じているものと認識しております。

このような事業環境の下、社会インフラ関連分野においては、老朽化した橋梁等の更新を含む防災・減災対応需要の高まり等を背景として、公共事業分野向けPC鋼材やワイヤロープ、橋梁ケーブル関連製品を含むエンジニアリング関連事業全般において、持続的な事業拡大機会が見込まれており、今後もインフラ整備及び維持更新領域を中心に、安定的な事業成長が期待されると考えております。

また、高い耐久性や機能性が求められる用途向けの高付加価値製品については、海外市場においても一定の需要が見込まれており、当該事業領域における海外展開の拡大は、当社グループにとって重要な成長機会の一つであると認識しております。

こうした事業環境認識を踏まえ、当社は、2024年度から2026年度を対象とする中期経営計画「Next Innovation 2026」（以下「中期経営計画」といいます。）を策定し、「環境変化に適応し、持続的に成長できる企業基盤の構築」を基本方針として掲げております。中期経営計画においては、収益力の向上及び投下資本効率の改善を図るとともに、安定的な収益基盤の確立と社会課題の解決に資する事業成長の両立を図ることとしております。具体的には、特殊鋼線関連事業及び鋼索関連事業において、原材料費及び人件費等の諸コストの上昇を踏まえた価格転嫁の推進や生産性向上等による収益改善に取り組むとともに、高付加価値製品の販売拡大や輸出案件の拡大等を通じて競争力の強化を図る方針としております。また、当社グループとして、新エネルギー分野、カーボンニュートラル関連分野及び、インフラ整備・維持更新分野等の成長領域における市場開拓に注力しております。これらの取り組みの下、各事業において、製品供給体制の強化、高付加価値製品の販売拡大、メンテナンス・サービス領域の拡大等を推進しております。さらに、設備投資、人材投資及びDXの推進等を通じて生産性向上や業務効率化を図るとともに、サステナビリティ経営の実践を通じて社会課題の解決と企業価値向上の両立を目指しております。

神戸製鋼所は、2026年5月11日時点で当社株式を2,569,522株（2026年3月31日時点の発行済株式総数5,912,999株から同日時点の当社が保有する自己株式数3,330株を控除した株式数に占める保有割合にして43.48%（小数点以下第三位を四捨五入））保有しています。

神戸製鋼所は、鉄鋼業界を取り巻く事業環境について、国内のハイカーボン（高炭素鋼）・ばね分野の市場が縮小傾向にあり、中長期的な需要回復を期待しにくい状況にあることに加え、鉄鋼メーカー及び二次加工メーカー間において競合他社陣営による攻勢が加速するなど、従来の延長線上では十分な対応が厳しい局面にあると認識しています。一方で、当社は、これまでKOBELCOグループの線材条鋼事業における中核的なパートナーとして、共同開発等を通じて製品競争力の向上に貢献してきました。神戸製鋼所としては、当社に対し、今後はKOBELCOグループにおける二次加工メーカーの中核として、これまで以上に重要な役割を担うことを期待しています。具体的には、神戸製鋼所の素材・情報基盤と当社の加工・開発技術を組み合わせた新分野進出、神戸製鋼所の海外拠点や起用商社との連携による海外戦略の強化、及び他の二次加工メーカーとの連携強化を通じた業容拡大を進めていくことを想定しています。もっとも、神戸製鋼所は、当社が上場会社として一定の独立性を求められる現状においては、両社の連携には一定の制約が存在しているものと認識しています。神戸製鋼所は、こうした制約を解消し、両社が資本面でも完全に一体となることで、経営資源を最大限に相互活用し、迅速かつ機動的な意思決定のもとで上記の各施策を着実に実行していくことが、両社の持続的な成長及び企業価値向上に資する最善の選択であると判断し、2026年2月2日に神戸製鋼所から当社に対して本株式交換に係る意向表明（以下「本意向表明」といいます。）を行いました。

当社は、親会社で筆頭株主である神戸製鋼所からの本意向表明を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始することといたしました。また、当社は、本株式交換に係る具体的な検討を開始するに際し、神戸製鋼所は、当社の発行済み株式の43.48%を保有する親会社であるところ、一般論としては、当社取締役会は、その構造上、本株式交換に係る意思決定に際して神戸製鋼所の影響を受ける可能性があり、また、当社取締役会がかかる影響を受ける可能性がある以上、本株式交換の是非を決定するに際して、当社取締役会と当社の一般株主との間の利益相反が生じる可能性があり、また、本株式交換においては、東京証券取引所の規則上、当社の意思決定に当たり、神戸製鋼所から独立性を有する者で構成される特別委員会から、本株式交換が「一般株主にとって公正なものであること」に関する意見を入手する必要があるため、当社として本株式交換について検討し、また、当社取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するにあたって、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、神戸製鋼所からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記「3. 交換対価の相当性に関する事項」の「(オ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「(iii) 当社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を本株式交換に係る諮問機関と位置づけ、併せて両社は外部専門家を起用する等の具体的な検討に向けた体制を整備いたしました。

本株式交換を通じて親子上場関係を解消することにより、神戸製鋼所と当社の一般株主の皆様との間に構造的に生じていた利益相反関係が完全に解消されます。これにより、従来であれば、当社の上場会社としての独立性やその一般株主の皆様への利益保護等のコーポレート・ガバナンス上の観点から実現が困難であった、グループ全体の最適化を図るための施策を、より機動的に実施することが可能となり、両社がともにメリットを享受できるものと考えています。

両社は、本株式交換後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化する主なシナジーとしては、以下のものを想定しています。

(i) 神戸製鋼所の素材・情報基盤と当社の加工・開発技術を組み合わせた新分野進出
当社は、ワイヤロープ・PC・ばね業界において、優れた塑性加工技術、表面処理技術、各種ワイヤ・ケーブルの活用技術を基盤に、高品質な線材二次製品を提供してきました。これに対し、神戸製鋼所は素材供給者としての知見や情報を有しており、本株式交換後は両社の技術・知見を従来以上に密接に組み合わせることで、既存分野の強化のみならず、老朽化した橋梁の更新を含む防災・減災対応の需要が拡大するエンジニアリング関連分野や、高い耐久性や機能性が求められる用途向けの高付加価値製品などの更なる成長分野への進出も可能になると考えております。

(ii) KOBELCOグループの海外拠点・商社ネットワーク活用による当社の海外戦略強化
両社は、当社の主要事業領域である特殊鋼線関連事業・鋼索関連事業について、市場規模の縮小や海外材の流入といった構造的課題があると認識しており、国内需要の逡減に対応するためには海外展開の強化が重要であると考えています。本株式交換後は、神戸製鋼所の海外拠点や神戸製鋼所が起用する商社との連携を強化することで、当社の海外戦略を推進し、中長期的な収益基盤の安定化につながると考えています。

(iii) 当社をKOBELCOグループの二次加工メーカーの中核とすることによる業容拡大
神戸製鋼所は、本株式交換後の当社について、KOBELCOグループにおける二次加工メーカーの中核として、より重要な役割を担うことを期待しています。具体的には、他の二次加工メーカーとの連携強化を通じた商圏の拡大や国内外における事業機会の取り込みに加え、母材から最終製品まで一貫した事業運営とすることによる価格転嫁を含む収益管理の実効性向上、採算管理の高度化、サプライチェーンの最適化による収益力の向上、ひいては事業基盤の拡大が見込まれます。

加えて、上場会社として必要となる体制整備の対応やそのコスト負担が大きくなる中、本株式交換により当社の非上場化を実現することにより、当社における上場維持に係る業務負担及びコストの削減にもつながるとともに、意思決定の迅速化が図られると考えています。

なお、本株式交換を通じて当社は上場廃止となるため、一般的に上場企業が享受できる、エクイティ・ファイナンスによる多様な資金調達手段の確保、社会的な信用力や知名度向上に伴う採用活動への好影響、適切なコンプライアンス・ガバナンス体制の維持などの利点は上場時と比して相対的に縮減する可能性があります。しかし、資金需要については神戸製鋼所が提供するグループキャッシュマネジメントシステムを活用した資金支援等、株式市場における資金調達を代替する手段が存在します。また、当社の知名度は、そ

の業歴の長さ等から既に十分に高く、従業員や取引先の皆様を含めた多数のステークホルダーの皆様との信頼関係も構築できていること、非上場会社となった場合でも、東京証券取引所プライム市場に上場する神戸製鋼所の完全子会社としてKOBELCOグループ内の連携をより一層強化することにより、KOBELCOグループの知名度の恩恵を引き続き享受できることから、人材採用等への悪影響は限定的であると考えられます。さらに、KOBELCOグループの基準を適用することで適切なコンプライアンス・ガバナンス体制も維持可能であると考えられることなど、上場廃止に伴う影響は最小限に抑えられるものと考えております。

また、両社は、完全子会社化の方法として本株式交換を選択することが望ましいと判断しました。これは、本株式交換の対価として、神戸製鋼所の普通株式（以下「神戸製鋼所株式」といいます。）が当社の一般株主の皆様へ交付されることにより、本株式交換後に期待されている各種施策の実行を通じて期待される効果や、かかる効果の発現によるKOBELCOグループの事業発展や収益拡大、ひいては神戸製鋼所の株価上昇等のメリットを享受できる機会を当社の一般株主の皆様に対して提供できるためです。また、両社は、本株式交換の対価である神戸製鋼所株式は流動性が高く、市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、神戸製鋼所株式を継続保有するか、売却して現金化するかの選択肢を当社の一般株主の皆様へ提供できるという観点からも、本株式交換は望ましいスキームであると考えています。

以上の点を踏まえて、両社において慎重に検討した結果、両社は本株式交換によって当社が神戸製鋼所の完全子会社になることが、両社の企業価値向上に資するものであるとの認識で一致したことから、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2026年5月11日、両社の取締役会において、それぞれ、神戸製鋼所が当社を完全子会社化することを目的として本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結しました。

2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社神戸製鋼所（以下「甲」という。）及び神鋼鋼線工業株式会社（以下「乙」という。）は、2026年5月11日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

(商号及び住所)

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲 (株式交換完全親会社)

商号：株式会社神戸製鋼所

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

乙 (株式交換完全子会社)

商号：神鋼鋼線工業株式会社

住所：兵庫県尼崎市中浜町10番地1

(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、0.94を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.94株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

(資本金及び準備金に関する事項)

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0円

(効力発生日)

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年9月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けことなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

第8条 甲は、2026年3月31日を基準日として、1株当たり40円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

2 乙は、2026年3月31日を基準日として、1株当たり40円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

3 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当及び本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

(自己株式の消却)

第9条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

(本契約の変更及び解除)

第10条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、(i)本効力発生日の前日までに本契約について第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会の決議による承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限り。）若しくは第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月11日

甲： 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 勝川 四志彦

乙： 兵庫県尼崎市中浜町10番地1

神鋼鋼線工業株式会社

代表取締役社長 北山 修二

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	神戸製鋼所 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.94
本株式交換により交付 する株式数	神戸製鋼所の普通株式：3,139,738株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

当社株式1株に対して、神戸製鋼所株式0.94株を割当交付します。ただし、基準時（以下に定義します。）において、神戸製鋼所が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する神戸製鋼所株式の数等

神戸製鋼所は、本株式交換に際して、本株式交換により神戸製鋼所が当社の発行

済株式（ただし、神戸製鋼所が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、神戸製鋼所を除きます。）に対して、その保有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の神戸製鋼所株式を割当交付する予定です。また、神戸製鋼所が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、神戸製鋼所の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、神戸製鋼所株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び神戸製鋼所の定款の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを神戸製鋼所に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の神戸製鋼所株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとし、）に相当する神戸製鋼所株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「① 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。神戸製鋼所はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社経営共創基盤（以下「経営共創基盤」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定し、本格的な検討を開始しました。

神戸製鋼所においては、下記「(オ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、神戸製鋼所の第三者算定機関である野村證券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言、神戸製鋼所が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、神戸製鋼所の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記「(オ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である経営共創基盤から2026年5月8日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、当社が神戸製鋼所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、本特別委員会からの指示、助言及び2026年5月8日付で受領した答申書（詳細については、下記「(オ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「(iii) 当社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案したうえで、交渉・協議を重ねてきました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意のうえ変更することがあります。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

神戸製鋼所の第三者算定機関である野村證券は、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていますが、神戸製鋼所は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しています。

当社の第三者算定機関である経営共創基盤は、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、本株式交換に係る経営共創基盤の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

a. 野村證券による算定

野村證券は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しています。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しています。）を、当社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.69～0.79
類似会社比較法	0.18～0.35
DCF法	0.42～0.97

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としています。野村證券の算定は2026年5月8日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、神戸製鋼所の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした当社の財務予測については、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前事業年度から翌期以降へずれ込んでいた受注案件の計上が当該事業年度において見込まれていること、並びに、海外輸出を含む成長領域の拡大により、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。さらに、2031年3月期において前年度までの施策に関連する設備投資の平準化を主因として、フリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

b. 経営共創基盤による算定

経営共創基盤は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.69～0.80
DCF法	0.57～1.35

市場株価法においては、神戸製鋼所については、2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値（いずれも、当該期間において取引が行われなかった日を除きます。）を、当社については、2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値（いずれも、当該期間において取引が行われなかった日を除きます。）を用いて株式価値を算定しております。

DCF法においては、当社が作成した2027年3月期から2031年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2027年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、3.25%～4.25%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案して永久成長率を-0.25%～0.25%とした上で、継続価値を14,326百万円～22,553百万円と算定しております。

なお、経営共創基盤がDCF法による当社株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたって当社が作成したものです。当該財務予測の前提とする事業環境としては、国内における需要構造の変化や、インフラ整備・維持更新分野における需要の拡大、及び海外市場における需要動向等を想定しており、直近実績を基礎としつつ、中期的な収益見通し及び投資計画の合理的な予測が可能な期間として5か年の計画期間を採用しており、本事業計画の作成にあたり、神戸製鋼所による関与はありません。

本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前事業年度から翌期以降へずれ込んでいた受注案件の計上が当該事業年度において見込まれていること、並びに、海外輸出を含む成長領域の拡大により、営業利益が対前年度比較で+519百万円、フリー・キャッシュ・フローが対前年度比較で+438百万円となることが見込まれております。さらに、2031年3月期において前年度までの施策に関連する設備投資の平準化を主因として、フリー・キャッシ

ユ・フローについて対前年度比較で+405百万円となることが見込まれております。

また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点で収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されておらず、本事業計画及び財務予測、経営共創基盤による算定に織り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	36,798	36,795	36,036	36,046	35,925
営業利益	1,172	1,379	1,023	1,117	1,125
EBITDA	2,268	2,501	2,178	2,267	2,298
フリー・キャッシュ・フロー	697	660	817	658	1,063

経営共創基盤の算定は、算定基準日までに経営共創基盤が入手した情報及び経済条件を反映したものです。本事業計画及び財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、経営共創基盤の算定は、当社の取締役会及び本特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

経営共創基盤は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び当社から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で経営共創基盤に対して未公開の事実はないことを前提としております。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

(ウ) 神戸製鋼所の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する神戸製鋼所の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金の額	0円
資本準備金の額	会社計算規則第39条の規定に従い神戸製鋼所が別途 適当に定める金額
利益準備金の額	0円

当社は、かかる取扱いは、神戸製鋼所の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

(エ) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

神戸製鋼所及び当社は、当社株式に係る本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である神戸製鋼所株式を選択しました。

当社は、本交換対価につき、①神戸製鋼所が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されているこ

と、及び②当社の株主の皆様は、神戸製鋼所株式を交換対価として受け取ることにより上記「1. 本株式交換を行う理由」に記載の本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日である2026年9月1日（予定）をもって、当社は神戸製鋼所の完全子会社となることから、当社は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、2026年8月28日に上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される神戸製鋼所株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、基準時において当社株式を107株以上所有し、本株式交換により神戸製鋼所の単元株式数である100株以上の神戸製鋼所株式の割当てを受ける株主の皆様は、その所有する当社株式の数に応じて一部単元株式数に満たない神戸製鋼所株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の神戸製鋼所株式については引き続き東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において107株未満の当社株式を所有する株主の皆様には、単元株式数に満たない神戸製鋼所株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、神戸製鋼所の単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「① 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「① 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年8月27日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(オ) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、神戸製鋼所が既に当社株式2,569,522株（2026年3月31日現在の発行済株式数（5,912,999株）から当社の自己株式数（3,330株）を控除した株式数（5,909,669株）に占める割合にて43.48%）を保有し、当社が神戸製鋼所の連結子会社に該当すること、並びに当社において神戸製鋼所の従業員を兼務する取締役（現在は退任済み）及び神戸製鋼所出身の取締役が存在することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(i) 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率に関する意思決定にあたって公正性を期すため、神戸製鋼所は、両社から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2026年5月8日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社から独立した第三者算定機関である経営共創基盤を選定し、2026年5月8日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

各算定書の概要は上記「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が神戸製鋼所又は当社の株主の皆様にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(ii) 両社における独立した法律事務所からの助言

神戸製鋼所は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、西村あさひを選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ています。なお、西村あさひは、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ています。なお、TMI総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。また、本特別委員会は、2026年2月12日開催の第1回特別委員会において、TMI総合法律事務所の独立性に問題がないことを確認したうえで、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しています。

(iii) 当社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得

a. 諮問等の経緯

当社は、2026年2月2日、神戸製鋼所から本意向表明を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社として本株式交換について検討し、また、当社取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するにあたって、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026年2月6日開催の取締役会決議により、服部泰宏氏（当社社外取締役兼独立役員 神戸大学大学院教授）、平松亜矢子氏（当社社外取締役兼独立役員 弁護士）及び土居正明氏（当社社外監査役兼独立役員 公認会計士）の3名により構成される本特別委員会を本株式交換に係る諮問機関と位置付け、本特別委員会に対し、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換は当社の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本株式交換の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法、買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項、(c) 本株式交換の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式交換が一般株主の皆さまにとって公正であるか否か（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。上記決議にあたっては、当社の取締役8名のうち、神戸製鋼所

の従業員を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられた生治理仁氏を除く当社の全ての取締役（7名）の全員一致により上記決議を行っております。

また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として服部泰宏氏が選定されました。

なお、本特別委員会の各委員の報酬は、特別委員はいずれも当社の社外取締役及び社外監査役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、社外取締役及び社外監査役の報酬に含まれるものとされており、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

b. 検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月12日から2026年5月8日までに、合計13回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社が選任したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である経営共創基盤について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社からは、本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の第三者算定機関である経営共創基盤から、当社株式の株式価値の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、神戸製鋼所から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見するなどして、神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、以下の答申内容の答申書を、2026年5月8日付で、委員全員の一致で、当社の取締役会に対して提出しております。当該答申書の内容については、当社及び神戸製鋼所が2026年5月11日に公表した「株式会社神戸製鋼所による神鋼鋼線工業株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別添資料である2026年5月8日付「答申書」をご参照ください。

（答申内容）

- ①本株式交換は神鋼鋼線工業の企業価値向上に資すると認められる（すなわち本株式交換の目的は合理的であると認められる。）。
- ②本株式交換の買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件を含む本株式交換の取引条件は公正である。
- ③本株式交換においては取引条件の公正さを担保するための十分な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正である。
- ④上記①乃至③を踏まえ、本株式交換は神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正である。

(iv) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2026年5月11日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名のうち、一身上の都合により欠席した服部泰宏氏を除く6名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、服部泰宏氏は、一身上の都合により当該取締役会を欠席しましたが、同氏は本特別委員会全13回のうち12回に出席して議論に参加しており、かつ、当該取締役会に先立ち、同氏から上記決議を行うことに賛成する旨の意見を確認しています。また、生治理仁氏は2026年3月31日付けで当社の取締役を辞任しております。

なお、北山修二氏は2023年3月頃まで、森啓之氏は2021年3月頃まで、吉田裕彦氏は2012年3月頃まで、渡部英樹氏は2021年4月頃まで、神戸製鋼所に在籍しておりましたが、いずれも当社への転籍から相当の期間が経過しており、本株式交換における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断したことから、当社取締役会の審議及び決議に参加しております。

また、上記の取締役会においては、当社の監査役4名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、西川幸広氏は2024年5月頃まで、田中和幸氏は2014年3月頃まで、神戸製鋼所に在籍しておりましたが、いずれも当社への転籍から相当の期間が経過しており、本株式交換における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断したことから、当社取締役会の審議に参加しております。

(v) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、神戸製鋼所から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2026年2月2日に、神戸製鋼所より意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（当社株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）並びに神戸製鋼所との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは神戸製鋼所の役職員を兼職していない当社の役職員により構成されるものとし、また、神戸製鋼所の従業員を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられる当社の取締役であった生治理仁氏は、本株式交換に関する検討・協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しておりましたが、2026年3月31日付けで当社の取締役を辞任いたしました。なお、生治理仁氏は、当社の取締役を辞任した以降においても、当社の役職員でないため、本株式交換に関する検討・協議・交渉に関与していません。

これらの取扱いを含めて、当社の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、TMI総合法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

(vi) 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、当社が神戸製鋼所以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための当社の定時株主総会は、本株式交換契約の締結

が公表されてから約1ヶ月超後である2026年6月26日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されています。

なお、当社は、積極的なマーケット・チェックまでは行っていませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、当社の支配株主である神戸製鋼所による完全子会社化取引であり、積極的なマーケット・チェックを行ったとしても第三者から真摯な対抗提案がされることは考えにくいこと、及び上記(i)乃至(v)のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、そのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではありません。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 神戸製鋼所の定款の定め

神戸製鋼所の定款は、法令及び当社定款14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

①交換対価を取引する市場

神戸製鋼所株式は東京証券取引所プライム市場において取引されております。

②交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

神戸製鋼所株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年5月11日）の前営業日を基準日として、1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所プライム市場における神戸製鋼所株式の終値の平均（1円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ、1,921円、2,038円及び2,054円です。

また、神戸製鋼所株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) 神戸製鋼所の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況

神戸製鋼所は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 神戸製鋼所の最終事業年度に係る計算書類等の内容

神戸製鋼所の最終事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトアクセスの上、ご確認ください。

(2) 神戸製鋼所において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【該当事項はありません。】

(3) 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。

当社は、本定時株主総会における決議により、2026年6月29日を効力発生日として、当社株式1株につき40円、配当総額236,386,760円の剰余金の配当を行う予定です。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関しましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様に対する利益配分につきましては、会社の最重要政策のひとつと位置づけており、一層の経営基盤の強化や将来の事業展開を勘案し、内部留保の充実を図りながら、連結配当性向30～40%(年間)程度の継続的な利益還元を目指すことを基本方針としております。このような方針の下、当期の期末配当につきましては、1株につき40円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

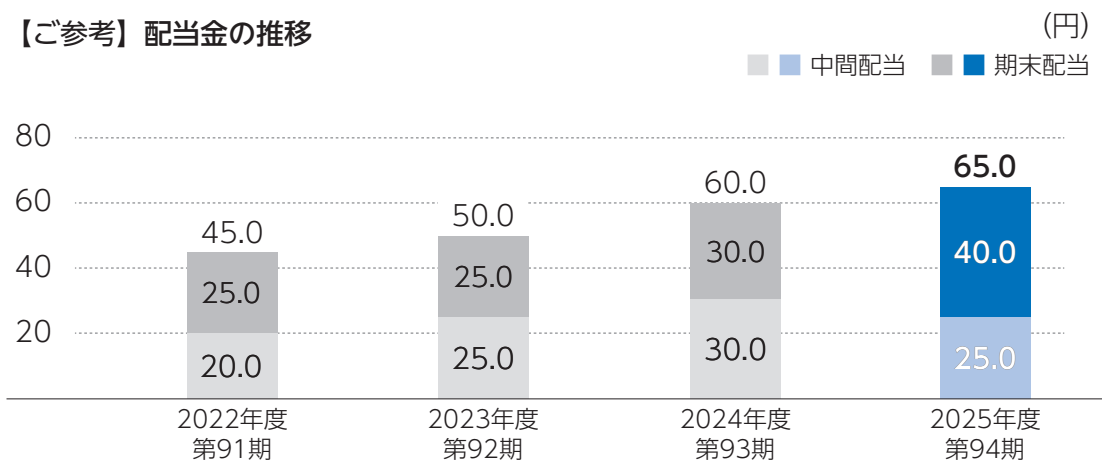
当社普通株式1株につき金 40円 総額 236,386,760円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

なお、中間配当金として1株当たり25円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり65円となります。

【ご参考】配当金の推移



第3号議案 取締役8名選任の件

現取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、2026年3月31日に1名が辞任していることから、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席状況
1	北山修二 （再任 社内）	代表取締役社長	100%
2	もり森 啓之 （再任 社内）	代表取締役専務執行役員	100%
3	わたなべ 渡部 英樹 （再任 社内）	取締役常務執行役員	100%
4	やまもと 山本 直樹 （再任 社内）	取締役常務執行役員	93%
5	さいくさ 三枝 功 （新任 社内）	執行役員	—
6	おばた 小畑 裕司 （新任 社内）		—
7	はっとり 服部 泰宏 （再任 社外 独立）	取締役	93%
8	ひらまつ あやこ 平松 亜矢子 （再任 社外 独立）	取締役	100%

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

株主総会参考書類

候補者番号

1

きた やま しゅう じ
北 山 修 二

再任

生年月日

1962年2月18日

所有する当社株式数

14,100株

■ 略歴、地位

1982年4月 (株)神戸製鋼所入社
2018年4月 同社執行役員
2020年4月 同社常務執行役員
2021年4月 同社執行役員
2023年4月 当社専務執行役員
2023年6月 当社代表取締役社長（現任）

■ 候補者とした理由

株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業および技術総括関係の要職や常務執行役員の経験を有しています。当社において2023年4月より専務執行役員、2023年6月より代表取締役社長として経営に携わっております。これらの豊富な経験と幅広い見識を活かし、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況

100% (15回/15回)

候補者番号

2

もり ひろ ゆき
森 啓 之

再任

生年月日

1963年9月2日

所有する当社株式数

12,800株

■ 略歴、地位

1989年4月 (株)神戸製鋼所入社
2017年4月 同社執行役員
2019年4月 同社常務執行役員
2021年4月 当社常務執行役員
2021年6月 当社取締役常務執行役員
2024年4月 当社代表取締役専務執行役員（現任）

■ 担当

社長補佐、生産本部長ならびに技術総括・DX推進部ならびに新事業企画開発部の担当ならびにグループ品質管理の担当

■ 候補者とした理由

株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職や常務執行役員の経験を有しています。当社において2021年4月より常務執行役員、2021年6月より取締役常務執行役員、2024年4月より代表取締役専務執行役員として経営に携わっております。これらの経験と幅広い見識を活かし、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況

100% (15回/15回)

株主総会参考書類

候補者番号

3

わた なべ ひで き
渡 部 英 樹

再任

生年月日

所有する当社株式数

1967年1月30日

11,000株

■ 略歴、地位

1989年4月 (株)神戸製鋼所入社
2021年4月 当社執行役員
2022年6月 当社取締役執行役員
2024年4月 当社取締役常務執行役員 (現任)

■ 担当

営業本部長兼同ばね特線事業部長ならびに大阪支店長ならびに九州支店、営業所の担当

■ 重要な兼職

神鋼鋼線 (広州) 販売有限公司 董事長

■ 候補者とした理由

株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。当社において2021年4月より執行役員、2022年6月より取締役執行役員、2024年4月より取締役常務執行役員として経営に携わっております。これらの経験と幅広い見識を活かし、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況

100% (15回/15回)

候補者番号

4

やま もと なお き
山 本 直 樹

再任

生年月日

所有する当社株式数

1968年12月2日

7,000株

■ 略歴、地位

1991年4月 当社入社
2016年4月 当社PC鋼線事業部営業部長
2021年4月 当社鋼線部門営業本部PC鋼線事業部営業部長
2022年4月 当社執行役員
2024年6月 当社取締役執行役員
2026年4月 当社取締役常務執行役員 (現任)

■ 担当

営業本部副本部長兼同PC鋼線事業部長ならびに東京支店長

■ 重要な兼職

(株)ケーブルテック代表取締役社長

■ 候補者とした理由

当社において営業部門での要職の経験を有し、2022年4月より執行役員、2024年6月より取締役執行役員として経営に携わっております。的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況

93% (14回/15回)

候補者番号

5

さい ぐさ
三 枝
いさお
功

新任

生年月日

所有する当社株式数

1968年7月16日

0株

■ 略歴、地位

1992年4月 (株)神戸製鋼所入社
2021年4月 鉄鋼アルミ事業部門企画管理部統括グループ長
2022年4月 鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長兼鉄鋼アルミ事業部門企画管理部統括グループ長
2026年4月 当社執行役員 (現任)

■ 担当

総務本部副本部長

■ 候補者とした理由

株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。当社において2026年4月より執行役員として経営に携わっております。これらの経験と幅広い見識を活かし、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況

—

候補者番号

6

お ばた ゆう じ
小 畑 裕 司

新任

生年月日

所有する当社株式数

1977年6月8日

0株

■ 略歴、地位

2000年4月 (株)神戸製鋼所入社
2025年4月 同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長
2025年10月 同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長兼内部統制・監査部担当部長 (現任)

■ 重要な兼職

(株)神戸製鋼所鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長ならびに内部統制・監査部担当部長

■ 候補者とした理由

株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況

—

候補者番号

7 はっ どり やす ひろ
服 部 泰 宏

再任 社外 独立

生年月日
所有する当社株式数

1980年5月25日
0株

■ 略歴、地位

2011年4月 滋賀大学経済学部准教授
2013年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
2018年4月 神戸大学大学院経営学研究科准教授
2021年6月 当社取締役（現任）
2023年4月 神戸大学大学院経営学研究科教授（現任）

■ 重要な兼職

神戸大学大学院経営学研究科教授

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

経営学の教授としての専門的な知識や経験を当社の経営の監督に活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用なご指摘をいただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況
93% (14回/15回)

候補者番号

8 ひら まつ あ や こ
平 松 亜矢子

再任 社外 独立

生年月日
所有する当社株式数

1974年10月23日
0株

■ 略歴、地位

2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
2014年7月 大阪国税不服審判所 国税審判官
2018年7月 弁護士再登録（大阪弁護士会）
2018年8月 税理士登録（近畿税理士会）
2020年4月 生駒市監査委員（現任）
2021年6月 株式会社テクノスマート社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年4月 立命館大学法科大学院客員教授
2023年6月 株式会社ODKソリューションズ社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年6月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職

共栄法律事務所弁護士、生駒市監査委員、株式会社テクノスマート社外取締役（監査等委員）、株式会社ODKソリューションズ社外取締役（監査等委員）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として高い見識を有するとともに、社外取締役監査等委員としての経験より事業に精通していることから、その知識や経験を当社の経営の監督に活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用なご指摘をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況
100% (11回/11回)

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 株式会社神戸製鋼所は、当社の特定関係事業者（親会社）であり、同社の業務執行者である候補者および過去10年間に業務執行者であった候補者の当社における地位および担当は、次のとおりであります。

北山 修二

2014年4月 (株)神戸製鋼所鉄鋼事業部門神戸製鉄所副所長
2017年4月 同社理事、同社鉄鋼事業部門技術総括部長
2018年4月 同社執行役員
2020年4月 同社常務執行役員
2021年4月 同社執行役員

森 啓之

2015年4月 (株)神戸製鋼所鉄鋼事業部門素形材企画部長兼同鑄鍛鋼事業部鑄鍛統括部長ならびに法務部コンプライアンス統括室担当部長
2016年4月 同社理事、鉄鋼事業部門素形材企画部長ならびに法務部コンプライアンス統括室担当部長
2017年4月 同社執行役員
2019年4月 同社常務執行役員

渡部 英樹

2013年4月 (株)神戸製鋼所鉄鋼事業部門名古屋鉄鋼営業部長兼名古屋支社担当部長
2015年10月 同社鉄鋼事業部門名古屋鉄鋼営業部長
2016年4月 同社鉄鋼事業部門線材条鋼営業部長
2020年4月 同社鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット線材条鋼営業部長

三枝 功

2016年4月 (株)神戸製鋼所鉄鋼事業部門加古川製鉄所経理室長
2020年4月 同社鉄鋼アルミ事業部門管理部加古川経理室長
2021年4月 同社鉄鋼アルミ事業部門管理部総括グループ長
2022年4月 同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長兼鉄鋼アルミ事業部門企画管理部統括グループ長

小畑 裕司

2016年6月 (株)神戸製鋼所アルミ・銅事業部門真岡製造所総務部総務室主任部員
2019年6月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所総務部労働室長
2020年4月 同社鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所総務部労働室長
2022年7月 同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部人事グループ長
2025年4月 同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長
2025年10月 同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長兼内部統制・監査部担当部長

3. 服部泰宏、平松亜矢子の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 服部泰宏、平松亜矢子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

5. 服部泰宏氏は、現在当社の取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 平松亜矢子氏は、現在当社の取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は服部泰宏、平松亜矢子の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は小畑裕司氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
9. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該保険契約期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 石川敬士氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

おか ざき たつ や
岡 崎 達 也 新任

生年月日 1964年12月5日
所有する当社株式数 15,100株

■ 略歴、地位

1988年 4月 当社入社
2013年 4月 当社尼崎事業所製造部長
2017年 6月 当社執行役員
2023年 4月 当社常務執行役員（現任）
2025年 6月 テザックエンジニアリング(株)代表取締役社長（現任）

■ 候補者とした理由

当社において製造部門での要職の経験を有し、2017年6月より執行役員として経営に携わっており、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。



取締役会出席状況

監査役会出席状況

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は岡崎達也氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該保険契約期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。
また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

なか 中	やま 山	ひろ 博	ゆき 行	社外	独立	生年月日 所有する当社株式数	1983年7月12日 0株
---------	---------	---------	---------	----	----	-------------------	------------------

■ 略歴、地位

2007年4月 パナソニック(株)入社
2007年11月 公認会計士試験合格
2010年2月 有限責任あずさ監査法人大阪事務所入所
2015年10月 PwCコンサルティング合同会社入社
2017年9月 同社退社
2017年10月 中山公認会計士事務所開設（現任）
2019年10月 ブリッジコンサルティンググループ(株)執行役員関西統括事業部長
2023年10月 同社執行役員西日本統括事業部長
2025年10月 同社執行役員コンサルティング事業本部副本部長（現任）

■ 重要な兼職

ブリッジコンサルティンググループ(株)執行役員コンサルティング事業本部副本部長

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中山博行氏は社外監査役の要件を満たした補欠監査役の候補者であります。
3. 中山博行氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、欠員補充の必要が生じ、同氏が監査役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 欠員補充の必要が生じ、中山博行氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。中山博行氏が監査役に就任した場合、同氏はD&O保険の被保険者とする予定であります。

【ご参考】 当社の独立社外役員に関する考え方

当社の社外役員は、以下の要件のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものとします。

- a. 現在または過去10年間における当社又はその子会社の業務執行者
- b. 現在または過去10年間における当社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 現在または過去10年間における当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 現在または過去10年間における当社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 現在または過去10年間における当社の兄弟会社の業務執行者
- f. 現在または過去1年間において当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 現在または過去1年間における当社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 現在または過去1年間において当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

【ご参考】

第3号議案および第4号議案が承認可決された場合、当社の取締役会の構成および専門性・経験は以下のとおりです。

	氏名	社内/社外	独立	企業経営	ESG ダイバーシティ	ものづくり	営業 マーケティング	財務・会計・ M&A	法務・ リスクマネジメント	グローバル
取締役	北山修二	社内		○	○	○		○	○	○
	森啓之	社内		○		○			○	
	渡部英樹	社内		○	○		○		○	○
	山本直樹	社内		○			○			
	三枝功	社内		○				○	○	
	小畑裕司	社内							○	
	服部泰宏	社外	独立	○	○					○
平松亜矢子	社外	独立			○		○	○		
監査役	西川幸広	社内		○				○	○	
	岡崎達也	社内		○		○				
	田中和幸	社外		○	○			○	○	○
	土居正明	社外	独立			○		○	○	

(注) 上記の一覧表は各氏の有する全ての専門性や経験を表すものではございません。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

売上高	330億74百万円 (前期比12億19百万円減)	営業利益	6億53百万円 (前期比5億13百万円減)
経常利益	6億60百万円 (前期比5億75百万円減)	親会社株主に 帰属する 当期純利益	11億20百万円 (前期比86百万円増)

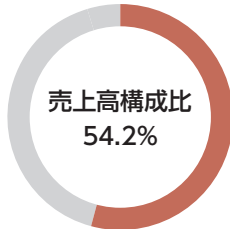
当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、中東情勢の影響、米国の通商政策動向などに注意が必要となっております。当社グループを取り巻く需要環境においても、国際情勢をめぐる地政学リスクの継続、人件費をはじめとした諸コストの上昇、米国の通商政策動向等、不透明な状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループでは、諸コストの上昇に対する販売価格改定、高付加価値製品の販売拡大、徹底したコスト削減等に努めましたが、厳しい事業環境の継続による販売数量の減少や諸コストの上昇に加えて、当期は前期水準の在庫評価影響が発生しなかったこと等により、当期における当社グループの連結業績は、売上高は330億74百万円と前期に比べ12億19百万円の減収、営業利益、経常利益はそれぞれ6億53百万円（前期比5億13百万円の減益）、6億60百万円（前期比5億75百万円の減益）となりました。一方で、政策保有株式の売却や、2024年4月に発生したロープ製造所（尾上地区）におけるひょう被害による損害に係る受取保険金等を特別利益として計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は11億20百万円（前期比86百万円の増益）となりました。

当連結会計年度のセグメント毎の経営成績は次のとおりです。



特殊鋼線関連事業



売上高

179億13百万円
(前期比1億30百万円減)

営業利益

2億83百万円
(前期比2億1百万円減)

PC関連製品では、主力の土木橋梁分野において、新設案件および補修補強案件の双方の発注が減少する厳しい事業環境の継続に加え、民間建築分野においても、住宅着工件数の減少や、労働力不足や諸コストの上昇等に伴う工事遅れの影響等により、販売数量は前期に比べ減少しました。

ばね・特殊線関連製品では、主力の自動車分野における販売数量は、中国での日系自動車メーカーの販売不振影響等により、前期に比べ減少しました。また、プリンター分野においても、プリンターメーカーの欧州向け販売減少および在庫調整の影響等により、前期に比べ減少しました。

その結果、特殊鋼線関連事業全体の販売数量は前期に比べ減少し、売上高は179億13百万円と前期に比べ1億30百万円の減収となり、営業利益は2億83百万円（前期比2億1百万円の減益）となりました。



鋼索関連事業では、各業界の労働力不足や諸コストの上昇影響等により、需要は依然として低水準で推移しており、販売数量は前期に比べ減少しました。その結果、売上高は136億26百万円と前期に比べ3億9百万円の減収となり、営業利益は4億80百万円（前期比69百万円の減益）となりました。



エンジニアリング関連事業では、公共工事の発注減少や工事・メンテナンス分野、建築分野における予算不足起因での施工遅れ影響等により、売上高は14億72百万円と前期に比べ7億78百万円の減収となり、営業損失は1億61百万円（前期は81百万円の利益）となりました。

その他

不動産関連事業の売上高、営業利益はそれぞれ61百万円、51百万円と前期並みとなりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国際情勢をめぐる地政学リスクの継続、人件費をはじめとした諸コストの上昇、米国の通商政策動向等、不透明な状況が継続すると想定しております。このような状況の中、当社グループは、神鋼鋼線ミッション “社会が前に進むために「なくてはならない価値」を提供し続ける” の実現に向けて、「Next Innovation 2026」で掲げた “環境変化に適応し、持続的に成長できる企業基盤の構築” という基本方針のもと、サステナビリティ経営の実践による社会貢献および事業成長の両立と、安定収益基盤の確立を目指しております。

現中期経営計画では、最終年度における目標としてROIC5%以上、経常利益21億円以上を掲げておりましたが、想定を上回る諸コストの上昇や、一部事業における需要回復の遅れ等の影響により、これらの数値目標については計画からの下方修正を想定せざるを得ない状況にあります。

一方で、“環境変化に適応し、持続的に成長できる企業基盤の構築” という中期経営計画の方向性そのものに変更はありません。各事業セグメントにおいて、収益性改善、生産性向上、高付加価値製品の拡大、新分野・新市場の開拓等の施策を着実に推進することで、将来の成長に向けた企業基盤の強化に引き続き取り組んでまいります。

<特殊鋼線関連事業>

- ・ 価格転嫁や生産性向上による収益改善
- ・ 市場ニーズにマッチした製品提供の強化
- ・ 新エネルギー分野を始めとした新分野の市場開拓と新事業育成

<鋼索関連事業>

- ・ 価格転嫁や生産管理見直しによる安定収益基盤の構築
- ・ 高付加価値製品と輸出版売拡大
- ・ 新エネルギー分野向け製品、長寿命・メンテナンスフリー製品等のサステナビリティ貢献製品の開発と市場開拓

<エンジニアリング関連事業>

- ・ 大型新設橋梁案件の供給体制確立
- ・ 防災・減災と強靱化向けを始めとしたサステナビリティ貢献製品・サービスの拡大
- ・ 価格転嫁による収益改善

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資は13億30百万円で、主に生産設備の更新工事等であります。

(4) 資金調達の状況

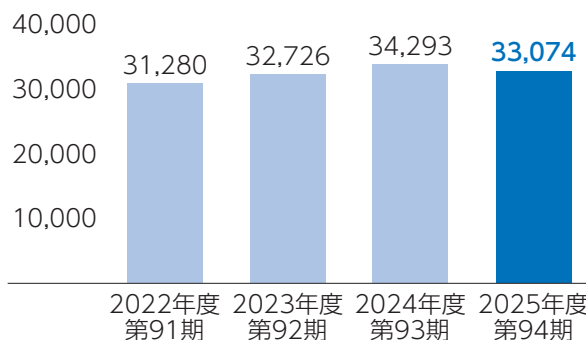
当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関等より長期借入金として23億円の調達を実施しております。

(5) 財産および損益の状況

区 分	2022年度 第 91 期	2023年度 第 92 期	2024年度 第 93 期	2025年度 第94期(当期)
売 上 高(百万円)	31,280	32,726	34,293	33,074
経 常 利 益(百万円)	1,044	1,066	1,235	660
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	832	906	1,034	1,120
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	140円87銭	153円32銭	175円04銭	189円64銭
総 資 産(百万円)	42,006	43,197	44,081	44,582
純 資 産(百万円)	21,713	22,831	24,022	25,386

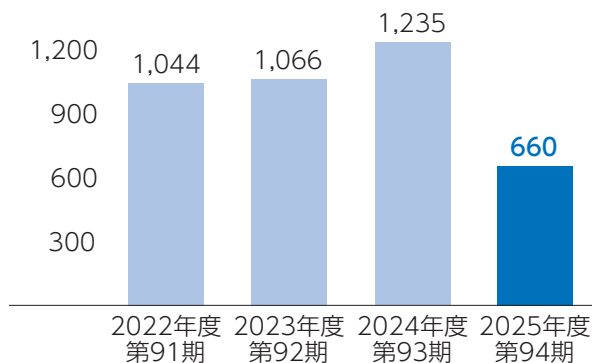
売上高

(百万円)



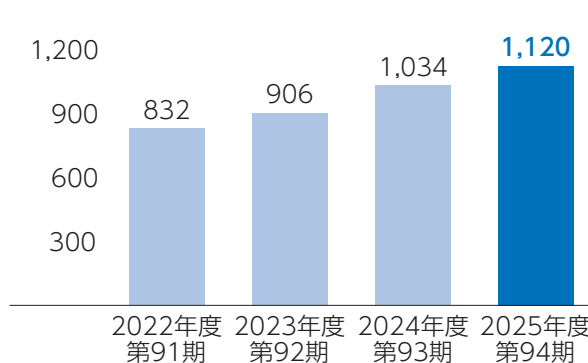
経常利益

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を43.48%所有しており、また当社の取締役会に占める同社出身取締役の員数が過半数であります。

同社から製品の主要原材料である線材を商社を通して購入しており、取引条件については市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、これらの取引条件を把握し、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また同社からは取締役1名が就任しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神鋼鋼線ステンレス株式会社	99	100.0	線材製品の製造
コウセンサービス株式会社	99	100.0	線材製品の部品等の製造および設備保全
尾上ロープ加工株式会社	10	100.0	線材製品の加工
株式会社ケーブルテック	10	100.0	線材製品の加工
テザックエンジニアリング株式会社	10	100.0	線材製品の加工
神鋼名神ロジスティクス株式会社	10	100.0	線材製品の運送、線材製品等の梱包包装請負
ファイベックス株式会社	10	100.0	アラミド繊維製品の製造・販売
	千元		
神鋼鋼線（広州）販売有限公司	5,000	100.0	線材製品の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の8社であり、持分法適用会社は1社であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分		事業内容
特殊鋼線関連事業	PC関連製品	PC鋼線、PC鋼より線、ケーブル加工製品、これらに付随する部材および機器などの製造および販売
	ばね・特殊線関連製品	ばね用鋼線、めっき鋼線、ステンレス鋼線、特殊金属線などの製造および販売
鋼索関連事業		一般ロープ、特殊ロープ、鋼より線、ステンレスロープなどの製造および販売
エンジニアリング関連事業		架設・緊張用部材および機器、線材3次加工製品などの製造および販売
その他		不動産の賃貸等

(8) 主要な営業所および工場

本 社	兵庫県尼崎市
支 店	東京（品川区）、大阪（大阪府）、九州（福岡県）
営 業 所	名古屋（愛知県）、札幌（北海道）
工 場	尼崎（兵庫県）、尾上（兵庫県）、二色浜（大阪府）
子 会 社	神鋼鋼線ステンレス(株)（大阪府）、コウセンサービス(株)（兵庫県）、尾上ロープ加工(株)（兵庫県）、(株)ケーブルテック（兵庫県）、テザックエンジニアリング(株)（大阪府）、神鋼名神ロジスティクス(株)（兵庫県）、ファイベックス(株)（東京都）、神鋼鋼線（広州）販売有限公司（中華人民共和国）

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数
特殊鋼線関連事業	403名
鋼索関連事業	395名
エンジニアリング関連事業	43名
全社共通	86名
合計	927名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 不動産関連事業には専従の従業員はおりません。
 3. 全社共通として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない、管理部門に所属しているものであります。
 4. 前期末従業員数（899名）に対し、28名増加しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,165
株式会社三菱UFJ銀行	2,230
株式会社三井住友銀行	1,783
株式会社りそな銀行	600

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,912,999株
- (3) 株主数 3,574名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	2,569,522株	43.48%
神 鋼 鋼 線 取 引 先 持 株 会	274,145	4.64
神 鋼 鋼 線 従 業 員 持 株 会	196,247	3.32
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	151,271	2.56
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	115,296	1.95
神 鋼 商 事 株 式 会 社	100,000	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	100,000	1.69
三井物産スチール株式会社	78,400	1.33
みずほ信託銀行株式会社	78,400	1.33
丸 山 三 千 夫	75,000	1.27

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式3,330株があります。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 山 修 二	
代表取締役 専務執行役員	森 啓 之	社長補佐、生産本部長ならびに技術総括・DX推進部ならびに新事業企画開発部の担当ならびにグループ品質管理の担当
取締役 常務執行役員	吉 田 裕 彦	総務本部長兼同企画部長ならびに関係会社の統括ならびにグループコンプライアンスの担当ならびに監査室の担当
取締役 常務執行役員	渡 部 英 樹	営業本部長兼同ばね特線事業部長ならびに神鋼鋼線（広州）販売有限公司董事長ならびに大阪支店長ならびに九州支店、営業所の担当
取締役 執行役員	山 本 直 樹	営業本部副本部長兼同PC鋼線事業部長ならびに東京支店長ならびに(株)ケーブルテック代表取締役社長
取 締 役	生 治 理 仁	株式会社神戸製鋼所鉄鋼アルミ事業部門企画管理部[神戸]
取 締 役	服 部 泰 宏	神戸大学大学院経営学研究科教授
取 締 役	平 松 亜 矢 子	共栄法律事務所弁護士、生駒市監査委員、株式会社テクノスマート社外取締役（監査等委員）、株式会社ODKソリューションズ社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	石 川 敬 士	
常 勤 監 査 役	西 川 幸 広	
監 査 役	田 中 和 幸	株式会社池田泉州銀行社外取締役（監査等委員）
監 査 役	土 居 正 明	日本ケミコン株式会社社外監査役

(注) 1. 当期中の取締役の異動

取締役 田中崇公氏は2025年6月26日開催の第93回定時株主総会終結の時に任期満了により退任いたしました。

平松亜矢子氏は同総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

取締役 生治理仁氏は2026年3月31日をもって辞任いたしました。

2. 取締役 服部泰宏、平松亜矢子の両氏は、社外取締役であります。
なお、当社は服部泰宏、平松亜矢子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 田中和幸、土居正明の両氏は社外監査役であります。
なお、当社は土居正明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 2026年4月1日で次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 常 務 執 行 役 員	吉 田 裕 彦	総務本部長ならびに関係会社の統括ならびにグループコンプライアンスの担当ならびに監査室の担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	山 本 直 樹	営業本部副本部長兼同PC鋼線事業部長ならびに東京支店長ならびに(株)ケーブルテック代表取締役社長

5. 当社は取締役の監督機能の強化および業務執行体制をより明確にするため、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2026年4月1日現在の執行役員は以下のとおりです。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	岡 崎 達 也	テザックエンジニアリング(株)代表取締役社長
常 務 執 行 役 員	須 堯 正 二	生産本部副本部長兼同ロープ製造所長ならびに生産統括部の担当
常 務 執 行 役 員	神 保 鉄 男	生産本部副本部長兼同尼崎事業所長ならびに全社安全衛生・環境防災の担当ならびに神鋼名神ロジスティクス(株)代表取締役社長
執 行 役 員	森 下 健 一	営業本部エンジニアリング事業部長ならびにコウセンサービス(株)代表取締役社長
執 行 役 員	寺 本 昌 嗣	営業本部ロープ事業部長
執 行 役 員	三 枝 功	総務本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していると判断しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業務執行取締役報酬および業績報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、各々の果たす役割等を考慮して個別に決定することとする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、月額個別報酬とする。基本報酬の金額は役位、職責等に応じて決定するものとする。

・業務執行取締役報酬の内容、その額または算定の決定、および付与の時期または条件の決定に関する方針

業務執行取締役報酬は、企業価値の最大化に向けた意欲を高めることを意識し、すべての役位に対して一律の額に定め、毎月の基本報酬と併せて支給するものとする。

・業績報酬の内容、その額または算定の決定、および付与の時期または条件の決定に関する方針

業績報酬は、事業年度ごとに業績向上に対する意識を高める業績指標に応じて算出された額を業績報酬として、毎月の基本報酬と併せて支給するものとする。

・基本報酬、業務執行取締役報酬および業績報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績報酬はあらかじめ金額を定めることはできないため、当社では割合を定めないものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役報酬総額を2007年6月26日の株主総会で決議しており、その範囲内において、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、役員報酬内規に基づき、各取締役の基本報酬、業務執行取締役報酬および各事業年度の業績に連動した業績報酬を決定するものとする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬額の総額	報酬等の種類別の総額		摘 要
			基本報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	159百万円 (9百万円)	145百万円 (9百万円)	13百万円	左記の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (9百万円)	45百万円 (9百万円)		
合 計 (うち社外役員)	13名 (5名)	204百万円 (19百万円)	191百万円 (19百万円)	13百万円	

- (注) 1. 上記支給人員および報酬等の総額には、2025年6月25日開催の第93回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であり、また当該業績指標を選定した理由は、営業活動の全般の利益を表し、最重要な利益のひとつとして捉えているからであります。当社の業績連動報酬は、役員別の基本報酬額に対して業績指標から算出した業績係数を乗じたもので算定されております。なお、上記業績連動報酬の額は、前期連結経常利益1,235百万円に基づき算出しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は2007年6月26日の株主総会において取締役報酬総額（月額）25百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は2007年6月26日の株主総会において監査役報酬総額（月額）4百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
5. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役北山修二が取締役の個人別の報酬額を当社の役員報酬内規に基づき決定しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう当社役員報酬内規を定めており、当該役員報酬内規に基づき取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 平松亜矢子氏は、共栄法律事務所弁護士、生駒市監査委員、株式会社テクノスマート社外取締役（監査等委員）、株式会社ODKソリューションズ社外取締役（監査等委員）であります。なお、各社と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役 田中和幸氏は、株式会社池田泉州銀行社外取締役（監査等委員）であります。なお同社と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役 土居正明氏は、日本ケミコン株式会社社外監査役であります。なお同社と当社との間に特別な関係はありません。
- ②当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外役員が期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	服部 泰宏	当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、経営系大学院教授としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用な発言を適宜行っております。
取締役	平松 亜矢子	2025年6月26日就任後の当事業年度に開催の取締役会11回すべてに出席し、弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用な発言を適宜行っております。
監査役	田中 和幸	当事業年度に開催の取締役会15回のうち13回に出席し、法務分野に精通したその専門的見地と事業会社の取締役を務められた経験を活かし、公正な意見の表明を行っております。また開催した監査役会15回のうち13回に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行っております。
監査役	土居 正明	当事業年度に開催の取締役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門知識と事業会社の監査役を務められた経験を活かし、公正な意見の表明を行っております。また開催した監査役会15回すべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、上記の金額に同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守および企業として実践すべき普遍的な考え方を定めた「神鋼鋼線工業行動指針」、ならびに日々の業務活動の中での行動基準となる「コンプライアンス綱領」を制定し、また取締役会の独立諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置、さらに内部通報制度として外部の弁護士およびコンプライアンス推進室を受付窓口としてコンプライアンス体制を整備するとともに、取締役・執行役員および従業員の職務の執行状況の適法性について、内部監査部門である監査室が適宜監査を実施する。

②財務報告の適正性確保のための体制

「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令および「文書取扱規程」等の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」によって、管理体制、管理すべきリスク項目及びその対応策等を定め、リスクを管理する。また、リスク管理の状況については、定期的にモニタリングを実施する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2017年6月から新たに執行役員制度を導入している。

2) 「職制規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、また担当業務を明確に定めた上、それに基づいて取締役および執行役員は職務の執行を行う。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」によって、子会社の経営管理上の重要事項の処理については、当社の承認を必要とし、また子会社の経営内容を的確に把握するために当社への報告を必要とする事項を定め、さらに定期的に子会社の業況報告会等を実施する。

また、子会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理・監督する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室に監査役会の事務局の業務を併せて担当させ、監査役の職務を補助する。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の人事に関しては、事前に監査役または監査役会に報告の上、意見を求める。

⑨第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

事務局の使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行う。なお、監査役監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役・執行役員および使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

⑩取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役・執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、決裁事項を始め、業務執行に係る重要事項、監査室が実施する内部監査の結果等の報告を適宜行う。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、子会社の取締役、監査役、使用人から監査役に対して報告を行う。また、監査室は、監査役会または監査役に対して子会社のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行う。

また監査役は、いつでも取締役・執行役員および従業員等に対して必要な資料の提出または報告を求めることができる。

⑪前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報システム相談窓口」に報告された内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、社内に報告を行った者が不利な取扱いを受けないことをコンプライアンス綱領に定め、その周知徹底を図る。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会を始め重要な社内会議に出席し、取締役等の執行状況を十分に監視するとともに、決裁書類およびその他重要書類の閲覧を行う。また、監査役会は「監査役監査の方針および計画」を毎年、取締役全員に説明する。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保する体制の運用の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役の職務執行について

主な会議の開催状況として、取締役会を15回開催し、取締役の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、監査役が取締役会に出席した。また、執行役員制度を導入しており、執行役員会を14回開催し、経営執行に関わる重要事項を審議した。

②監査役の責務について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査役会を原則月1回開催して情報共有を行っており、当期については15回開催した。また、内部監査の担当部署である監査室との緊密な連携を保ちつつ、内部監査の結果について報告を受けている。さらに、取締役会等の重要な会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認および監査の実効性の向上を図っている。

また、監査役は、監査室との連携のみならず当社および子会社の代表取締役、取締役ならびに会計監査人との定期的な意見交換により、経営の健全化に努めている。

③コンプライアンスについて

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を2回開催し、法令・社内規程の遵守状況等に関し主管部署から報告を受けた。また、階層別研修やeラーニングの実施などコンプライアンス推進活動を実施した。

④子会社の管理体制について

子会社の経営管理上の重要事項については、当社の取締役会等で審議のうえ決定している。また子会社の経営内容については、定期的に子会社の業況報告会等を実施し、子会社から報告を受けている。

また、当社は、子会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営の管理・監督を行っている。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	24,138	流動負債	10,494
現金及び預金	2,803	支払手形及び買掛金	2,500
受取手形	87	短期借入金	5,504
売掛金	4,451	リース債務	1
電子記録債権	4,260	未払金	319
商品及び製品	4,998	未払費用	1,110
仕掛品	4,297	未払法人税等	164
原材料及び貯蔵品	2,439	未払事業所税	48
その他	801	契約負債	18
貸倒引当金	△0	賞与引当金	613
		災害損失引当金	9
		その他	203
固定資産	20,444	固定負債	8,701
有形固定資産	14,506	長期借入金	4,772
建物及び構築物	2,815	リース債務	6
機械装置及び運搬具	5,340	退職給付に係る負債	3,757
工具、器具及び備品	103	環境対策引当金	10
土地	5,904	資産除去債務	115
リース資産	7	その他	39
建設仮勘定	335	負債合計	19,195
無形固定資産	268	(純資産の部)	
ソフトウェア	261	株主資本	22,459
その他	6	資本金	8,062
投資その他の資産	5,668	資本剰余金	8,164
投資有価証券	1,766	利益剰余金	6,236
繰延税金資産	271	自己株式	△4
退職給付に係る資産	3,458	その他の包括利益累計額	2,926
その他	197	その他有価証券評価差額金	550
貸倒引当金	△25	為替換算調整勘定	229
		退職給付に係る調整累計額	2,146
資産合計	44,582	純資産合計	25,386
		負債及び純資産合計	44,582

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

連結計算書類

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		33,074
売上原価		27,365
売上総利益		5,708
販売費及び一般管理費		5,054
営業利益		653
営業外収益		
受取利息及び配当金	113	
持分法による投資利益	52	
その他の	63	229
営業外費用		
支払利息	115	
その他の	107	223
経常利益		660
特別利益		
投資有価証券売却益	346	
負ののれん発生益	353	
災害損失引当金戻入益	43	
受取保険金	214	959
特別損失		
段階取得に係る差損	203	203
税金等調整前当期純利益		1,415
法人税、住民税及び事業税	263	
法人税等調整額	31	295
当期純利益		1,120
親会社株主に帰属する当期純利益		1,120

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	8,062	8,164	5,440	△3	21,664
当期変動額					
剰余金の配当			△325		△325
親会社株主に帰属する当期純利益			1,120		1,120
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	795	△0	795
当期末残高	8,062	8,164	6,236	△4	22,459

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	471	207	1,678	2,357	24,022
当期変動額					
剰余金の配当					△325
親会社株主に帰属する当期純利益					1,120
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	79	21	468	569	569
当期変動額合計	79	21	468	569	1,364
当期末残高	550	229	2,146	2,926	25,386

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

神鋼鋼線ステンレス(株)、コウセンサービス(株)、尾上ロープ加工(株)、(株)ケーブルテック、テザックエンジニアリング(株)、神鋼名神ロジスティクス(株)、ファイベックス(株)、神鋼鋼線(広州)販売有限公司の8社を連結しています。当連結会計年度より、持分法適用関連会社でありましたファイベックス(株)は株式の追加取得により、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数

ありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 1社

神鋼新確弹簧鋼線(佛山)有限公司については持分法を適用しています。当連結会計年度より、持分法適用会社でありましたファイベックス(株)は株式の追加取得により連結の範囲に含めたため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、神鋼鋼線(広州)販売有限公司の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。製品、原材料、貯蔵品は総平均法、仕掛品はエンジニアリング事業の一部については個別法、その他は総平均法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法
(リース資産を除く)

無形固定資産 定額法
(リース資産を除く)

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用について、当連結会計年度末における見積額を計上しています。

災害損失引当金 災害による原状回復費用等について、当連結会計年度末における見積り額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時に収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

①特殊鋼線関連事業

PC関連製品、ばね・特殊線関連製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

②鋼索関連事業

ワイヤロープ製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

③エンジニアリング事業

架設・緊張用部材及び機器、線材三次加工製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、顧客の理由により請求済未出荷契約を締結する場合は、顧客の検収時点が下記の4つの要件を充足し、顧客が商品または製品の支配を獲得するため、検収時点で収益を認識しております。

- (1) 請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
- (2) 当該製品が顧客に属するものとして区分して識別されていること
- (3) 当該製品について顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
- (4) 当該製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと

通常、履行義務の充足から概ね3ヶ月程度で回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理によっており、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

連結計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 37,416百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 負ののれん発生益、段階取得に係る差損

当社は持分法適用関連会社であるファイベックス㈱について株式を追加取得し2025年4月1日に完全子会社化いたしました。

この子会社化に伴い、負ののれん発生益、段階取得による差損を計上しております。

2. 受取保険金

2024年4月16日に発生いたしましたロープ製造所（尾上地区）におけるひょう被害による損害に係る保険金を2025年12月1日に受け取っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,912,999株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	177百万円	30円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	147百万円	25円	2025年 9月30日	2025年 12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定です。

① 配当金の総額	236百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たりの配当額	40円
④ 基準日	2026年3月31日
⑤ 効力発生日	2026年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っています。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,161	1,161	-
(2) 長期借入金	(6,531)	(6,301)	△230

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注2) 「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない非上場株式(連結貸借対照表計上額168百万円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額436百万円)は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(注4) 長期借入金は1年以内に返済予定の1,758百万円を含んでいます。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,161	—	—	1,161
資産計	1,161	—	—	1,161

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	—	6,253	—	6,253
負債計	—	6,253	—	6,253

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	特殊鋼線 関連事業	鋼索関連 事業	エンジニ アリング 関連事業	計	その他 (注1)	合計
日本	15,232	11,174	1,472	27,879	—	27,879
アジア	2,466	2,353	—	4,820	—	4,820
北米	208	68	—	276	—	276
その他	5	29	—	35	—	35
顧客との契約から生じる収益	17,913	13,626	1,472	33,012	—	33,012
その他の収益	—	—	—	—	61	61
外部顧客への売上高	17,913	13,626	1,472	33,012	61	33,074

(注1) 「その他」の区分は、不動産関連事業であります。

(注2) 地域別に分解した情報は、顧客の所在地を基礎として分解しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、76百万円です。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、主としてエンジニアリング事業における製品の販売に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
1年以内	1,038
1年超	702
合計	1,741

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,295円81銭
2. 1株当たり当期純利益	189円64銭

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)		百万円	(負債の部)		百万円
流 動 資 産		23,758	流 動 負 債		10,088
現金及び預金	金形権金	1,986	買掛金	金務金	2,436
受取手引金	権利金	35	短期借入金	入金	5,498
電子記録債権	金品	4,120	未払費用	金用	1
売掛金	品料	4,095	未払法人税等	税債	239
原材料	品品	4,891	未払事業税	所	1,107
原価	品品	1,416	未払引当金	金金	142
仕掛金	品品	4,228	契約引当金	金金	45
貯蔵品	品品	732	賞与引当金	金金	18
短期貸付	金他	1,330	災害損失引当金	金他	48
倒引当金		977			531
		△56			9
					8
固 定 資 産		19,736	固 定 負 債		10,267
有 形 固 定 資 産		14,013	長期借入金	金務金	4,772
建物	物	2,402	退職給付引当金	務金	6
構築物	物	172	資産除却損	務金	111
機械装置	置	5,250	環境対策の引当金	務金	5,326
車両運搬具	具	17		金他	10
工具器具備品	品	92			39
土地	地	5,739			
建物	産	7			
建設仮勘定	定	330			
無 形 固 定 資 産		267	負 債 合 計		20,355
ソフトウェア	ア	261	(純資産の部)		
その他の資産	他	6	株主資本	本	22,588
投 資 其 他 の 資 産		5,455	資本剰余金	金	8,062
投資有価証券	券	1,330	資本準備金	金	7,842
関係会社株式及び出資	金	827	その他資本剰余金	金	2,015
繰延税金資産	産	1,226	利益剰余金	金	5,826
繰前払金の費用	用	1,913	その他利益剰余金	金	6,687
倒引当金	他	182	圧縮記帳積立金	金	6,687
	金	△25	繰越利益剰余金	金	15
			自己株式	式	6,671
			評価・換算差額等		△4
			その他有価証券評価差額金		550
資 産 合 計		43,494	純 資 産 合 計		23,139
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		43,494

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

計算書類

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

科 目	金 額	額
	百万円	百万円
売上高		31,226
売上原価		26,018
売上総利益		5,207
販売費及び一般管理費		4,598
営業利益		609
営業外収益		
受取利息及び配当金	246	
その他の	77	324
営業外費用		
支払利息	115	
貸倒引当金繰入額	21	
その他の	255	393
経常利益		540
特別利益		
投資有価証券売却益	346	
災害損失引当金戻入益	43	
受取保険金	214	605
税引前当期純利益		1,145
法人税、住民税及び事業税	201	
法人税等調整額	35	236
当期純利益		909

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 圧縮記帳積立金	利益剰余金 繰越利益剰余金 合 計	利益剰余金 合 計		
当期首残高	8,062	2,015	5,826	7,842	20	6,082	6,103	△3	22,004
当期変動額									
剰余金の配当						△325	△325		△325
当期純利益						909	909		909
圧縮記帳積立金の取崩					△4	4	－		－
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	△4	589	584	△0	583
当期末残高	8,062	2,015	5,826	7,842	15	6,671	6,687	△4	22,588

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	471	471	22,476
当期変動額			
剰余金の配当			△325
当期純利益			909
圧縮記帳積立金の取崩			－
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	79	79	79
当期変動額合計	79	79	663
当期末残高	550	550	23,139

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

デリバティブ

棚卸資産

移動平均法による原価法

時価法（評価差額は全部純資産直入法によっており、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

製品、原材料、貯蔵品は総平均法、仕掛品はエンジニアリング事業の一部については個別法、その他は総平均法によっています。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

無形固定資産

（リース資産を除く）

リース資産

定額法

定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

賞与引当金

退職給付引当金

環境対策引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用について、当事業年度末における見積額を計上しています。

災害損失引当金

災害による原状回復費用等について、当事業年度末における見積り額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時に収益を認識しています。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

①特殊鋼線関連事業

PC関連製品、ばね・特殊線関連製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

②鋼索関連事業

ワイヤロープ製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

③エンジニアリング事業

架設・緊張用部材及び機器、線材三次加工製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、顧客の理由により請求済未出荷契約を締結する場合は、顧客の検収時点が下記の4つの要件を充足し、顧客が商品または製品の支配を獲得するため、検収時点で収益を認識しております。

- (1) 請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
- (2) 当該製品が顧客に属するものとして区分して識別されていること
- (3) 当該製品について顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
- (4) 当該製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと

通常、履行義務の充足から概ね3ヶ月程度で回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っていません。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。

6. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なります。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	36,037百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,561百万円
短期金銭債務	167百万円
3. 保証債務	関係会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。 神鋼鋼線（広州）販売有限公司 5百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社取引高	
売上高	233百万円
仕入高	2,161百万円
その他の営業取引高	955百万円
営業取引以外の取引高	115百万円

2. 受取保険金

2024年4月16日に発生いたしましたロープ製造所（尾上地区）におけるひょう被害による損害に係る保険金を2025年12月1日に受け取っております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	普通株式	3,330株
------------------------	------	--------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金及び賞与引当金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員等の兼務等	事業上の関係				
子会社	神鋼鋼線ステンレス(株)	100%	出向 2名 兼任 2名	当社線材製品の加工委託先。当社が貸付を行っている。当社が設備等を賃貸している。	資金の貸付 受取利息 (注1)	— 11	短期貸付金	970

(注1) 貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は3ヶ月としています。

(注2) 資金の貸付および回収の取引金額は、前事業年度末から当事業年度末までの純増減額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,915円56銭
2. 1株当たり当期純利益	153円87銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

神鋼鋼線工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 塚 本 健
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神鋼鋼線工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神鋼鋼線工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

神鋼鋼線工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚 本 健
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神鋼鋼線工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当監査役会は、会計監査人の監査報告書を受領した後の2026年5月11日に開催された取締役会において、親会社である株式会社神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約の締結が決議されたことを確認いたしました。

2026年5月11日

神鋼鋼線工業株式会社 監査役会

監査役(常勤)	石川敬士	㊟
監査役(常勤)	西川幸広	㊟
監査役	田中和幸	㊟
監査役	土居正明	㊟

(注) 監査役田中和幸及び監査役土居正明の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県尼崎市中浜町26番地1
神鋼鋼線工業株式会社 線輪倶楽部
電話 (06)6411-8661

交通

阪神本線
「尼崎センタープール前駅」下車
徒歩約20分



●お車でお越しの方は当社駐車場をご利用ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

